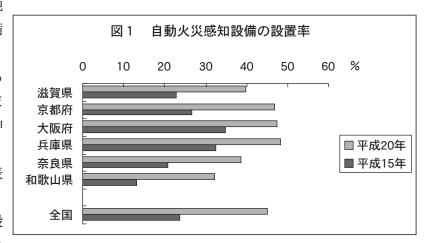


## 火災警報器の設置はお済みですか

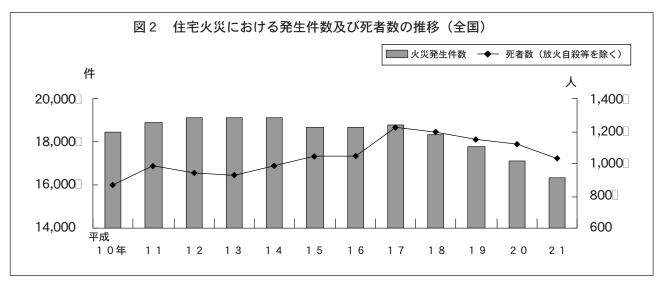
平成16年に消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。新築の住宅については平成18年6月から、既存の住宅については平成23年6月までの間で市町村条例で定めた日から設置が必要となりますが、皆さんはもう設置されたでしょうか。

平成20年に行われた住宅・土地統計調査では、自動火災感知設備の状況についての項目があります。前回からの調査項目となっているため、2回分しかデータはありませんが、図1のとおり設置率が伸びていることがわかります。

図2は総務省消防庁が報道発表 した全国の住宅火災の状況です。 火災発生件数、死者数(放火自殺 等を除く)とも平成17年から年々



減少していますが、平成21年には1023人の方が亡くなられています。そのうち、逃げ遅れによる 死亡が約5割であり、また、65歳以上の方が約6割おられました。火災警報器により早い段階で 火災を認識できれば、多くの方が助かっていたかもしれません。



火災は人の命はもちろん、今まで積み重ねてきた生活自体を大きく脅かすものです。大切な命や財産を失うようなことがないように、すべての住宅に火災警報器を設置しましょう。